

令和5年度

集団回収の手引き



混ぜればごみ

分ければ資源



川越市 環境部 資源循環推進課

〒350-0815 川越市鯨井 782-3

電話 049-239-6267

1

集団回収とは

集団回収は、子ども会、PTA、自治会、老人クラブなど地域住民の自主活動として、各家庭から資源を回収し、一定の場所に集め、資源物を取り扱う業者に引き渡すリサイクル活動です。

家庭から出る紙類、かん、びん、衣類等は、再利用できる大切な資源です。これをごみとして捨ててしまうことは、限りある資源の無駄使いであるだけでなく、地球の環境にも影響を及ぼしています。不用になったものや使い古したものを回収し、再び資源として利用することが大切です。

地域住民のみなさんが協力し合って集団回収を行うことで、ごみの減量や地球資源の節約につながり、あわせて地域のコミュニティ活動づくりにも役立っています。



2

集団回収の効果

集団回収 の効果



古紙は、大切な資源です。
古紙1トン分で、直径14cm、高さ8m
の木を20本節約できます。

リサイクルの推進

- ・資源の節約
- ・エネルギーの節約
- ・地球環境の保護
- ・排出機会の拡充

ごみの減量

- ・ごみ処理施設の延命
- ・ごみ処理経費の節約

コミュニティ活動づくり

- ・収益金の活用
※資源物の売上金とは別に川越市
からも報償金が交付されます。
- ・会員相互の親睦
- ・物を大切にする意識の育成

3

集団回収に対する報償金制度

対象団体

川越市内の地域住民で組織している子ども会、PTA、自治会、老人クラブ等で、営利を目的とせず、市に登録した団体。市への登録は川越市集団回収事業実施団体登録申請書を提出する必要があります。

※家庭から回収した資源物のみです。事業者から回収したものは報償金の対象になりません。

報償金

集団回収を実施し、市に登録している団体は、回収量に対して1キログラム当たり6円の報償金が交付されます。

報償金の申請手続

- ◆集団回収を実施したときは、資源物を回収した業者に集団回収実施報告書を記入してもらってください。なお、記入内容及び業者の署名もしくは記名押印はその場で確認してください。
- ◆集団回収実績報告書は、各団体の責任者が管理し、報償金交付申請期間まで保管してください。
- ◆報償金の申請は、川越市集団回収事業報償金交付申請書（提出期間前に代表者宛に郵送します。）と集団回収実施報告書を市へ提出します。報償金の交付は、提出期間の翌月末頃各団体の希望する金融機関の口座に振り込みます。
- ◆申請の受付は資源循環推進課のみです。（郵送可。市民センター不可。）

<申請の時期>

集団回収実施日		申請書提出期間	報償金振込時期
4月～6月	→	7月1日～14日	8月25日頃
7月～9月	→	10月1日～14日	11月25日頃
10月～12月	→	1月4日～17日	2月25日頃
1月～3月	→	4月1日～14日	5月25日頃

※ 提出期間を過ぎての申請につきましては報償金の支給ができませんので、ご注意ください。

その他

- ◆市から交付された報償金額やその用途を各世帯に報告することで集団回収への協力意識を高めましょう。
- ◆集めた資源物が持ち去られ、他の地域に不法投棄された事例があります。資源物は団体が責任をもって管理してください。
- ◆実施方法や役割分担等は、団体の中でよく話し合い、協力して活動してください。

4

集団回収のすすめ方

実施方法の話し合い

回収の目的・内容

集団回収の目的や収益金の使い道を十分に話し合いましょう。

役割分担

役割分担を決めましょう。

回収日時

月1回定期的に実施すると効果的です。

例；毎月〇日とか第〇曜日など

※市の日程・場所と重ならないようにしましょう。

回収品目

回収できる品目を参考に、多くの品目を取り扱しましょう。

出し方・集め方

市の基準と一緒にするので「家庭ごみの分け方・出し方」を参考にしてください。

集積場所

通行を妨げない等、迷惑のかからない所にしましょう。

回収日前日までの準備

回収業者の選定

10業者一覧表を参考に選びましょう。一覧表の業者は、資源の持ち去りに関わらないとの確認書を提出しています。

回収業者との打ち合わせ

必ず業者と回収品目・日時・場所・方法等を事前に相談しましょう。

回収日時等の周知

必ず事前に各世帯に知らせておきましょう。 掲示板、回覧板を利用しましょう。年間スケジュールを知らせると効果的です。

周知方法

掲示板、回覧板などを利用しましょう。

回収当日の仕 事

家庭からの持ち出し方

回収品目・時間・場所を守るようにしましょう。

集積場所の明示

何か看板などの目印を立てると効果的です。

盗 難 防 止

回収物は資源ですので価値のあるものです。シートを掛けたり、見張りをするなど工夫しましょう。

計量の立ち会い

回収業者にまかせただけでなく計量に立ち会うようにしましょう。

清 潔 保 持

回収後、集積場所を清掃しましょう。

※集団回収事業は各世帯への事前周知が非常に重要になります。川越市ホームページに回覧文書のフォーマットを用意しましたのでプリントアウトしてご自由にお使いください。

その他各種申請用紙があります。川越市集団回収

検索



5

回収できる品目

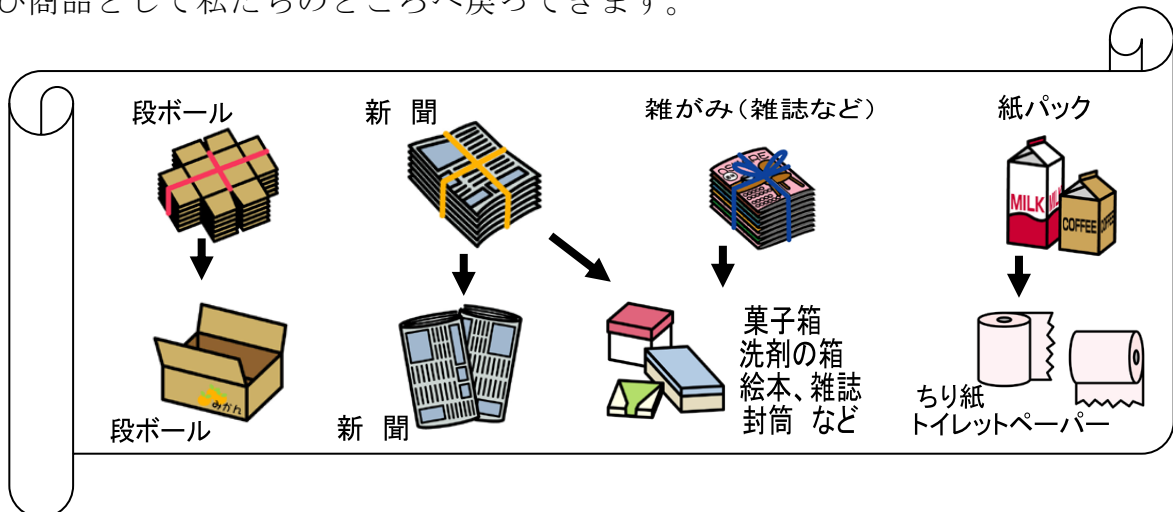
皆様のご家庭から回収できる資源は、紙類、かん、びん、布類です。回収業者により取扱品目が多少異なりますので、必ず事前に業者と具体的に相談してください。

	回収できるもの	持ち出し方	回収しないもの
紙類	新聞紙	4つ折にし、大きさをそろえて、ひもで十文字にしぼる。(ちらしを含む)	感熱紙(ワフロ、ファックス用紙) カーボン紙
	雑がみ(雑誌)	大きさをそろえて、ひもで十文字にしぼる。	ロウ引き段ボール(冷凍食品、包装紙)
	段ボール	たたんで、ひもで十文字にしぼる。	油紙、油、汚れ、泥のついたもの 発泡スチロールの付いているもの
	牛乳等の紙パック 容量500ml及び1000mlサイズに限る	よく洗って、開いて乾かす。 ひもで、十文字にしぼる。	紙パックの内側が茶色のものや、アルミ箔がついているもの 開いてないもの
かん	アルミ缶	アルミ缶のマークのついているもの。	アルミ缶以外のもの ※スチール缶は、報償金の対象にはなりません。
びん	1.8ℓ酒びん (茶色・緑色)	同種類ごとに分類する。	白色、黒色等の1.8ℓ酒びん 油のついたもの、汚れたもの、破損したびん
	ビールびん		
布類	上着、下着、 タオル等	透明又は半透明のビニール袋に入れる。	ふとん類、裁断くず、くつ下 カーペット、じゅうたん マットレス類、油のついたもの 汚れのひどいもの 水に濡れたもの

※ビールびんケース、スチール缶は報償金交付の対象外となります。

※ボロ布は、排出しないでください。

集団回収によって集められたものは、回収業者の手を経て工場へ送り出され、再び商品として私たちのところへ戻ってきます。



6

集団回収事業報償金交付申請書記入例

様式第3号（第6条関係）

川越市集団回収事業報償金交付申請書

令和 ▲▲年 ▲▲月 ▲▲日

（提出先）

川越市長 川合善明

提出日時点の代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

団体名 ●●●●●子ども会

住所 川越市 元町1-3-1

氏名 川越太郎

電話 224-8811

代表者

川越市集団回収事業報償金交付要綱第6条の規定に基づき、報償金の交付を申請します。

実施年度	令和▲▲年度（令和▲▲年▲月～▲月分）
回収実績	別添実施報告書のとおり
報償金振込先	銀行 ●●●信用金庫 ●●●支店 農業協同組合
金融機関名	普通・当座 口座番号 ▲▲▲▲▲▲▲▲ ふりがな ●●●●●こどもかい かわごえ たろう 口座名義 ●●●●●子ども会 川越太郎

通帳の口座名義人欄に団体名も記載してある場合は、記載してある名義人のおり、代表者名だけでなく、団体名も記入してください。

○口座名義人……通帳に記載されている名義人のおり記入してください。

団体コード	実施報告書の回収量を移記。（複数回の場合は合計する。）	品目	回収量	報償金			備考
				1kgにつき	申請金額		
00000	1回	新聞	100	×	6円	=	600
		雑がみ	50	×	6円	=	300
		ダンボール	100	×	6円	=	600
		紙パック	10	×	6円	=	60
		布類	100	×	6円	=	600
		金属類	100	×	6円	=	600
		びん	100	×	6円	=	600
		合計	560kg				

封筒の宛名に記入があります。

実施報告書の回収量を移記。（複数回の場合は合計する。）

回収量に1kg当たりの報償金をかけた金額。

合計欄も忘れずに記入してください。

8

びん類の重量などの記入方法

- 1 集団回収伝票（実施報告書）へのびんの重量の記入方法
 回収伝票に記入するものは以下のとおりとなります。

回収した本数 × 単品重量 = **重量**

1月分

品目	種別	本数	単品重量(kg)	重 量 (kg)	金 額 (円)	種別コード
びん	1.8ℓ(酒)	5	1.0	5.0		0G01
	ビール(大)	12	0.5	6.0		0G02
	ビール(小・中)		0.4	2.0		0G03
小 計				13.0		0

単品重量はそれぞれ、
1.0kg、0.5kg、0.4kg
 となっています。

色つきの欄は小数第1位
 となっています。

2月分

品目	種別	本数	単品重量(kg)	重 量 (kg)	金 額 (円)	種別コード
びん	1.8ℓ(酒)	5	1.0	5.0		0G01
	ビール(大)	15	0.5	7.5		0G02
	ビール(小・中) ジュース等	3	0.4	1.2		
小 計				13.7		0

記載されている種別以外の
 物（ビールケース等）は対
 象外です。

重量の合計を小計欄
 に記入してください。

- 2 報償金交付申請書へのびんの重量の記入方法

（4月の申請で1月と2月に2回びんの回収を行った場合）

1月分の小計 + 2月分の小計 の **合計を小数第1位で四捨五入**した数値
 を申請書のびんの回収量欄に記入してください。

13.0kg + 13.7kg = 26.7kg ⇒ **27kg**

27kgをびんの回収量
 欄に記入してください。

9

集団回収事業実施団体登録変更・廃止届の記入例

令和5年4月1日から代表者(つばさ次郎さんから川越太郎さんに変更)と、振込先の口座名義が変更になる場合で、変更届の提出日が令和5年3月1日(代表者変更日前)の記入例

様式第2号(第2条関係)

川越市集団回収事業実施団体登録変更・廃止届

令和5年 3月 1日

変更届の提出日時点の代表者であるか確認してください。

団体名 **〇〇〇育成会**
 代表者
 { 住所 **川越市鯨井782-3**
 氏名 **つばさ 次郎**
 電話 **049-239-6267**

変更〇を付けてください。

業報償金交付要綱第4条第2項の規定に基づき届け出ます。

	変 更	廃 止
変更・廃止年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
廃止理由の場合 その理由		
団 体 名		
代 表 者	住 所 川越市 元町1-3-1	
	氏 名 川 越 太 郎	
	電 話 0 4 9 - 2 2 4 - 8 8 1 1	
報 償 金 振 込 先	金融機関名	支店
	口座番号(普通・当座)	
	フリガナ 〇〇〇イクセイカイ ダイヒョウ カワゴエ タロウ	

変更があった部分のみを記入してください。

口座の名義は一部分のみの変更であっても**通帳の名義人部分をすべて記入**してあるか確認してください。

〇〇〇育成会 代表 **つばさ 次郎**
 〇〇〇育成会 代表 **川 越 太 郎**
 名前部分だけでなく〇〇〇育成会から記入してください。

※変更・廃止届は、ホームページからもダウンロードいただけます。

川越市集団回収 変更廃止届

検索



令和5年2月15日現在

※こちらの業者は資源の持ち去りに関わらないとの確認書を提出しています。

※○が付いている場合でも条件等により回収できない場合がありますので、業者に確認してください。

業者コード	業者名	郵便番号	住所	電話番号	新 聞	ダ ン ポ ー ル	雑 誌	そ の 他 雑 紙	紙 パ ツ ク	布 類	ア ル ミ 缶	ス チ ー ル 缶	一 升 び ん	ビ ー ル び ん	そ の 他 の び ん
9800003	㈱ 今井	350-0031	川越市小仙波983-3	049-222-3815	○	○	○	○	○						
9800004	㈱オオタケ	350-0011	川越市久下戸3301-1	049-235-4890	○	○	○		○	○	○				
9800005	奥山商店㈱川越営業所	350-1155	川越市下赤坂673-2	049-266-3075	○	○	○	○	○	○					
9800012	仙波紙業	350-0812	川越市下小坂994-9	049-277-4173	○	○	○	○	○	○	○				
9800013	高橋商店	350-1141	川越市寺尾918-21	049-244-1615	○	○	○	○	○	○	○				
9800014	㈱津根正商店	350-0812	川越市下小坂635	049-231-1048	○	○	○	○	○	○	○				
9800015	田中商店	350-0824	川越市石原町1-40-13	049-223-0503	○	○	○	○	○	○	○	○			
9800016	㈱谷口商店	350-0826	川越市上寺山394-16	049-223-1828	○	○	○	○	○	○	○				
9800018	中島金属	350-0046	川越市菅原町18-7	049-222-1611	○	○	○	○	○	○	○				
9800020	㈱服部金属	350-0853	川越市城下町83	049-222-6568							○				
9800021	原田忠三商店	350-1175	川越市笠幡1455-4	049-231-0441	○	○	○	○	○	○	○				
9800023	邦 鉄	350-0001	川越市古谷上29-1	049-235-2357	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
9800032	㈱紙商興産	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-0706	○	○	○	○	○	○	○	○			
9800033	むさし野紙業㈱	350-0804	川越市下広谷404-1	049-239-3456	○	○	○	○	○	○	○				
9800034	グリーンロジテック㈱	350-0851	川越市水川町294-1	049-227-7907	○	○	○	○	○	○	○				
9800036	石原紙業㈱	360-0023	熊谷市佐谷田3801-1	048-523-8963	○	○	○	○	○	○	○				
9800038	紙材開発㈱	352-0022	新座市本多1-11-3	048-482-0030	○	○	○		○	○	○	○			
9800039	㈱アイティ商事	350-1153	川越市下松原492-21	049-243-9499	○	○	○	○	○	○	○	○			
9800046	㈱星野商店	356-0051	ふじみ野市亀久保1-11-3	049-269-1983	○	○	○	○	○	○	○				
9800047	㈱エコ・クルー	359-0002	所沢市中富979	04-2990-5211	○	○	○	○	○	○	○				
9800048	㈱熊谷紙業	360-0117	熊谷市上新田304	048-536-4128	○	○	○	○	○	○	○				
9800049	Y・D商会	350-1175	川越市笠幡85-27	090-2550-7552	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9800050	㈱マンモスエコロジー	354-0045	入間郡三芳町上富1445-1	049-265-5981	○	○	○	○	○	○	○				
9800051	㈱兼子	350-0032	川越市大仙波1275	049-272-7890	○	○	○	○	○	○	○				
9800052	㈱原商店	350-1104	川越市小ヶ谷850-1	049-233-1444							○				
9800053	㈱ブシュー狭山営業所	350-1333	狭山市上奥富225-1	042-953-3814	○	○	○	○	○	○	○				